

株式会社グリーンパワーインベストメント「（仮称）いちき串木野・薩摩川内ウィンドファーム環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和 7 年 3 月 1 4 日
経 済 産 業 省
大 臣 官 房
産 業 保 安 ・ 安 全 グ ル ー プ

本日、電気事業法第 4 6 条の 1 4 第 1 項の規定に基づき、「（仮称）いちき串木野・薩摩川内ウィンドファーム環境影響評価準備書」について、株式会社グリーンパワーインベストメントに対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第 1 項の規定に基づき、鹿児島県知事からの意見を勧告するよう、その写しを送付した。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：鹿児島県いちき串木野市及び薩摩川内市（島しょ部を除く）
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：4 0, 0 0 0 k W 程度

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	平成 3 0 年 8 月 1 5 日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成 3 0 年 1 1 月 1 日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	平成 3 0 年 1 1 月 9 日

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	平成 3 0 年 1 2 月 7 日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	平成 3 1 年 3 月 5 日
鹿 児 島 県 知 事 意 見 受 理	令和 元 年 6 月 4 日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和 元 年 7 月 3 日

<環境影響評価準備書>

環 境 影 響 評 価 準 備 書 受 理	令和 6 年 6 月 2 1 日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和 6 年 9 月 6 日
鹿 児 島 県 知 意 見 受 理	令和 6 年 1 2 月 2 4 日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和 7 年 1 月 2 4 日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和 7 年 3 月 1 4 日

問合せ先：電力安全課 木全、森江
電 話：03-3501-1742（直通）

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 事後調査について

ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるようこれまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境影響に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

(3) 累積的な影響について

ア 対象事業実施区域の周辺では、他の事業者による複数の風力発電設備が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図り、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

イ 他の事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有し、地域全体の環境影響の低減を図ること。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、本事業の実施による建設機械の稼働に伴う騒音は最大で10dB増加、風力発電設備の稼働に伴う騒音は最大で7dB増加と、参考とした環境基準及び「風力発電施設から発生する騒音に関する指針(環境省)」は満足するものの、いずれも現況より騒音レベルが増加する予測結果となっている。

このため、工事の実施及び風力発電設備の稼働に伴う騒音による生活環境への影響を極力低減する観点から、評価書段階での予測及び評価に基づき、騒音

による生活環境への影響が生じるおそれのある住居に対して、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施すること。

（２）水環境に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺の一部は、森林法（昭和２６年法律第２４９号）に基づき水源かん養保安林に指定されていることに加え、改変区域の一部は砂防法（明治３０年法律第２９号）に基づき砂防指定地に指定されている。また、対象事業実施区域の周囲には水道水源が存在していることなどから、工事の実施に伴う直接改変と濁水による水環境に対する影響が懸念される。

このため、土砂及び濁水の流出を最小限に抑えるための沈砂池の設置等の適切な環境保全措置を実施することにより、水環境に対する影響を回避し、又は極力低減すること。

また、併せて局所集中的な降雨の傾向を踏まえる等、適切に環境監視を実施すること。

（３）水生動物に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、「環境省レッドリスト 2020」（令和２年３月環境省）に準絶滅危惧として掲載されているアカハライモリ等の重要な両生類の生息が確認されていることから、工事の実施に伴う直接改変と濁水による水生動物に対する影響が懸念される。

このため、専門家等からの助言を踏まえ、土砂及び濁水の流出を最小限に抑えるための沈砂池の設置等の適切な環境保全措置を実施することにより、水生動物に対する影響を回避し、又は極力低減すること。

（４）土地の改変に伴う自然環境に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺の一部は、森林法に基づき水源かん養保安林に指定されていることに加え、風力発電設備１号機は砂防法に基づく砂防指定地に配置が計画されており、土地の改変に慎重を要する地域である。また、本事業の工事計画は、風力発電設備等の設置等により大規模な土地の改変を伴うものとなっていることから、森林の伐採並びに土砂の崩落及び流出による動植物の生息・生育環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の見直し等により、可能な限り土地の改変を抑制し、土砂の崩落又は流出による動植物の生息・生育環境への影響を回避し、又は極力低減すること。

（５）発生土について

本事業の実施に伴い風力発電設備の設置及び管理用道路の拡幅等による土地の改変が行われる。掘削に伴う発生土は、埋め戻し、盛土及び敷均しに利用す

ることにより、可能な限り残土を低減する計画としているものの、盛土場の造成等により土工量が増大する計画になっている。盛土場の利用目的は資材置き場等としているが、具体的な設置箇所は未定となっているため、今後、土工量を可能な限り抑制すること。やむを得ず発生する残土については、対象事業実施区域内への盛土造成を優先せず、鹿児島県をはじめ関係機関等と十分に調整を行い、対象事業実施区域外に搬出し、再利用を図ることを引き続き検討すること。

（６）鳥類等に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第７５号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているクマタカの複数のペアの生息や、ヤイロチョウの生息が確認されている。

このため、本事業の実施による鳥類等への影響を回避し、又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、多数の鳥類または重要な鳥類の衝突が確認されるなど、重大な影響が認められた場合は、環境保全措置に係る最新の知見の収集に努め、渡り鳥の移動経路等に係る調査を実施の上、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置等を含む追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 稼働後にバードストライク及びバットストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定めるとともに、重要な鳥類等の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、その確認位置や損傷状況等を記録し、速やかに関係機関との連絡・調整を行い、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

ウ バードストライク及びバットストライクに関する事後調査については、死骸の見落としや他の動物の持ち去りなどによる過小評価を回避するため、専門家等からの意見を踏まえ、十分な頻度で実施すること。

エ 対象事業実施区域及びその周辺において、クマタカ及びヤイロチョウの生息が確認されていることから、風力発電設備等の工事を実施する際には、専門家等の助言を踏まえ、環境監視計画の検討及び工事時期の調整等の環境保全措置を適切に実施すること。

（７）植物に対する影響

重要な植物の移植の検討に当たっては、各対象種の生育環境を十分把握するため、必要な調査及び分析を行い、適切に予測・評価を実施すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。